

【緊急事態宣言の発令に伴う各対応一覧】

対応適用期間(☆)

愛知県の緊急事態宣言発令期間中

◆専用利用◆(利用日が対応適用期間(☆)内のお客様)

ご利用日 時間帯	還付対象日	還付額	還付対応期間	ご用意いただくもの
夜間	対応適用期間(☆)	利用料金全額	ご利用予定日の翌日から随時対応可能 (緊急事態宣言によりご利用日の夜間臨時閉館確定後) ※ご来館予定日を事前にご連絡いただくと、よりスムーズな対応が可能です。	①ご利用日の利用承諾書兼領収書 ②印鑑

※緊急事態宣言が解除され使用可能となった場合、**利用日が夜間の時間帯**に当たるお客様は、**当日のお支払いでもご利用可能**です。

◆還付対応決定の教室◆

※以下の表の教室は、緊急事態宣言発令に伴う開催中止により、**期の終了が決定したため、先行して還付対応をさせていただきます。**

教室名	還付対象日	還付額	還付対応期間	ご用意いただくもの
第5期 木曜体操教室	1/28,2/4(2回分)	中止分の参加料 (全額の参加料÷ 教室開催予定日数× 中止回数) ※10円未満の端数は 切り捨てさせていただきます	対応中	・ご本人確認ができるもの(免許証、保険証等) ※返金に来られる方ご本人の確認ができるもの
第5期 金曜体操教室	1/29,2/5(2回分)		対応中	

◇還付対応未定の教室◇

以下の表の教室は、**緊急事態宣言の発令期間中は、中止**とさせていただきます。

今後、開催中止日程が増える場合も想定されるため、お客様のご来館頻度を減らすことを考慮し、**還付対応は持ち越し**とさせていただきます。

緊急事態宣言の発令によって中止となり、**期の終了が決定した教室より詳細が決定し次第、先行して還付対応**をさせていただきます。

教室名	現時点での中止決定日程	緊急事態宣言の発令により開催有無未定の日程	還付対応に関してのご連絡
第3期 トランポリン教室(Aクラス)	1/18(1回分)		緊急事態宣言の 解除日確定後、還付対応の詳細決定後 に、 東海市民体育館のホームページにて 対応の詳細をお知らせいたします。
※トランポリン教室のAクラスは、教室開催時間が午後の時間帯に当たするため、緊急事態宣言発令期間中でも開催いたします。			
第3期 トランポリン教室(Bクラス)	1/18(1回分)	2/8,15,22(3回分)	
第3期 トランポリン教室(Cクラス)	1/18(1回分)	2/8,15,22(3回分)	
[第6期] キャンドルナイトヨガ〜癒しの時間〜	1/18(1回分)	2/8,15(2回分)	
[第7期] キャンドルナイトヨガ〜癒しの時間〜		2/22(1回分)	
[第7期] kids忍者&かけっこ教室	1/19,26,2/2(3回分)	2/9(1回分)	
[第8期] kids忍者&かけっこ教室		2/16,3/2(2回分)	
[第7期] AFC国際指導員のコーディネーショントレーニング	1/19,26,2/2(3回分)	2/9(1回分)	
[第8期] AFC国際指導員のコーディネーショントレーニング		2/16,3/2(2回分)	
第6期 木曜体操教室	1/28,2/4(2回分)	2/11,18,25,3/4(4回分)	
第6期 金曜体操教室	1/29,2/5(2回分)	2/12,19,26,3/5(4回分)	

※緊急事態宣言が解除された場合、**上記の教室は再開させていただきます。**

再開の有無に関しては、当館のホームページにてお知らせいたしますので、お客様ご自身でご確認いただけますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。